

平成26年度・事業計画

## 1. 運営方針

社会福祉法人天理は明治43年4月1日天理養徳院開設に当たり初代真柱中山眞之亮様がお詠み下さいました「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」を運営の基本理念としております。又、活動目標としては「朝起き、正直、働き」を掲げ、その実践に取り組みを行っているところです。

平成17年に天理養徳院、センターてんり、なごみの運営が宗教法人天理教から本法人に移管されてから、より一層の充実をはかるため、新たに天理教三重互助園、めばえ横浜保育園の運営を受け入れました。これらの関連事業の特性を活かしつつ施設間の連携を行ない、更には職員の専門知識の取得、信條教育の徹底につとめることによって、基本理念の実践を目指したいと考えています。

## 2. 事業内容

### (1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 児童養護施設の経営

### (2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 児童家庭支援センターの経営
- (ロ) 子育て短期支援事業の経営
- (ハ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ニ) 保育所の経営
- (ホ) 一時預かり事業の経営
- (ヘ) 障害児通所支援事業の経営

3. 役員会・評議員会開催予定

月	会 議	内 容
5	理事会・評議員会	平成25年度事業報告、決算審議
11	理事会・評議員会	平成27年度事業活動計画案・予算案審議
2	理事会・評議員会	平成26年度補正予算審議

4. 役員・評議員名簿

(任期 平成25年4月13日～平成27年4月12日)

役 名	氏 名	役 名	氏 名	役 名	氏 名
理事長	岩田長太郎	評議員	岩田長太郎	評議員	石前修
理事	永尾信雄	"	永尾信雄	"	竹村由香里
"	高見宇造	"	高見宇造	"	本山雅巳
"	春野ちよゑ	"	春野ちよゑ		田中博
"	孫入静穂	"	孫入静穂		中西幸雄
"	八木三郎	"	八木三郎	理事(6)	
監事	渡邊一城	"	市川守廣	監事(2)	
"	喜多直記	"	久保悟	評議員(13)	

## 平成26年度・事業計画

## はじめに

本計画は、子ども達やその家族を取り巻く環境や形態の目まぐるしい変遷に鑑み、天理教の教えに基づく養育実践を行う天理養徳院（以下、当院）が事業を実施する上で、達成すべき目標や方向性を明記した単年度の計画である。

また、平成25年度に受審した「第三者評価」の結果や、今後実践する施設の小規模化・地域分散化・地域支援の方向性を加味している。

## 1. 運営理念

当院は、社会福祉法人 天理における運営方針に基づいた永年の児童養護実践を生かし、社会的養護を必要とする児童に対し、安心と信頼をもった生活環境の中で、保護者に代わって養育し、健全な社会人として自立した生活を送ることができるように支援することを目的としている。また、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う事を目的とする。

天理教の教え、基本理念、基本信条に沿い、全国児童養護施設協議会倫理綱領を遵守し、個人の尊厳を保持しつつ、充実した養護・育成を図ると共に、地域と協働し、子育て支援の拠点として活動する役割を持つ。

## (1) 基本理念

「人の子も我子もおなしこゝろもて おふしたてゝよ このみちの人」

この言葉（和歌）は、当院開設にあたり、天理教初代真柱 中山眞之亮 様より、当時の職員へ向けて詠まれたものである。その意味は「人の子も、わが子もおなじ心をもって、へだてなく教育してほしい。この道を歩む人々よ。」と解することができる。以来、当院は、その精神を基本理念に置き、どのような境遇の児童であっても、一人の権利のある主体として接し、家庭的な環境の中で、良好な人間関係形成ができるよう支援を行っている。

## (2) 基本信条

当院は、天理教の教えに基づく温かい家庭的処遇を基本に実践する事で、子ども達の安心・安全の暮らしを実現し、自立支援を行う。その上で、子ども達が実践し、職員が指導する上での、最も基本的な活動目標が、「朝起き、正直、働き」という3つの基本信条である。

朝起き	○早寝・早起きの出来る、元気でけじめのある子になりましょう。 ◇職員は、日課を正し、安定した暮らしを提供しましょう。
正 直	○素直な心で、自分のすべきことができる子になりましょう。 ◇職員は、自分の言葉に責任を持ちましょう。
働 き	○まわりの人と仲良くたすけ合える子になりましょう。 ◇職員は、チームで協力し、たすけ合う姿を子どもに見せましょう。

## 2. 基本方針

基本方針とは、当院が運営理念に基づく実践を行う上で、具体的な方向性を示したものである。

- (1) 児童の尊厳を保持し、自立に向けて一貫した養育・支援の実践を行う。
  - ・開設の基本理念に基づき、児童一人ひとりを権利のある主体として接し、できるかぎり小規模で家庭的な養育を実践し、児童が安心と信頼とをもって、特定の大人と愛着形成を行えるよう、支援する。
  - ・入所から退所、そして社会的自立がスムーズに行える様、基本信条を基に、児童に携わる職員が、一貫した養育・支援を行う。
- (2) 当院に入所となる児童の、安心で安全な住みやすい場の実践。
  - ・「家庭的養護推進計画」を策定し、施設の小規模化・地域分散化を進める。
  - ・全てのホームにおいて、小規模なユニットケアを実施し、設備・人員配置、共にきめ細やかな支援を実現する。それぞれのユニットでは、「ホーム事業計画」を策定する。
  - ・当院の理念を十分に理解した職員を採用し、職員の専門性・資質を高め、より良いケアを実践するとともに、研修やスーパーヴァイズ機能の向上、福利厚生の実施など、人材育成・職員支援の取り組みを充実させる。
  - ・防災・防犯など、安全対策の取り組みを充実させる。
- (3) 地域に根差した取り組みの実践。
  - ・天理教の教えに基づき、地域の子育て家庭や里親家庭への支援が実践できるよう、児童家庭支援センターへんりと協働し、地域支援の拠点として、施設機能を発揮する。
  - ・施設の小規模化・地域分散化を実施する。

## 3. 当院の概要

- (1) 根 拠：当院は、児童福祉法第41条に基づく児童養護施設である。
- (2) 定 員：85名（平成25年度）
- (3) 設 備：
  - 学童ホーム6ヶ所（小規模グループケア事業として申請）
    - 幼児ホーム2ヶ所（多機能ホーム）
    - グループホーム2ヶ所（内1ヶ所は地域小規模児童養護施設として申請）
    - ファミリーホーム1ヶ所（新規開設を申請）
- (4) ホーム：子ども達の成長を願い、温かみのある家庭的な場所を目指し、すべてのホームに、木の名前を付けている。  
【ひのき・くすのき・もみじ・いちょう・もみのき・けやき・うめ・さくら・まつ・すぎ】

## 4. 実施項目

- (1) 養育・支援の質の向上

## ①養育・支援の基本

- i. 開設の理念に基づき、わけへだてなく子どもを受け止め、支援を行う。
  - ii. 安心・安全の生活を子どもに保証し、それぞれのホームにおいて、児童・職員全員が帰属感を持てるよう、ホーム毎の事業計画を策定し、運営を行う。
  - iii. 子ども達が主体的に、より良い生活を実現できるよう、ホーム運営を行う。
  - iv. 発達に合わせた遊びや学びの場を保障する。
    - ・院内で使用出来る遊具に関して整備し、児童に分かりやすくルールを伝える。
    - ・当院は小舎制という性質から、ホーム担当者を中心に進学・就職支援を実施し、個別学習の係（学習ボランティアの受け入れ担当者）と協力し、児童の学習環境整備を行っている。ホーム担当者を後方支援し、かつ、児童の進路選択を充実したものとすべく、児童の学習・進路・進学・就職支援に関する担当者を整備し、児童の学習環境の整備を行う。
- ※「(1) ～(9)学習・進学支援、進路支援」にて、詳細記載。
- ・サークル活動やボランティア受け入れを実施する。サークル活動等（野球・鼓笛・ダンス）は、係を中心に、「活動計画」を作成する。
- ※ボランティア受け入れについては、「(6) 地域との交流」の項目で詳細記載。
- v. 基本的生活習慣の確立と、社会性が身に付くよう、支援する。
    - ・基本信条に基づく、日課の徹底を行う。
    - ・「生活のしおり」を作成し、児童・職員全員に配布し、周知を行う。

## ②食生活

毎日の「食事」は、身体的な栄養の場というのみでなく、自然の恵みや、食材の提供に携わる方々への感謝の心を育み、食事を通して、児童・職員が顔を合わせることで、心の交流を行う事もできる。当院は、天理教の教えに基づき、食育の実践を行い、充実した食生活を実現する。また、本計画を基に、「炊事場事業計画」を策定し、日々の食育実践につなげる。

- i. 安心・安全な食事を提供する。
  - ・それぞれのホームを基本として、家庭的で、楽しく、豊かな食事を提供する。食事場面の取り組みに関して、「ホーム事業計画」に記載する。
  - ・段階的に、ホーム単位での調理の回数を増やし、幅を広げる。
  - ・食品衛生について、大量調理衛生管理マニュアルに基づいた、炊事場運営を行う。
  - ・奈良県の指導監査や、保健所の衛生指導巡回における指導次項を遵守し、衛生管理に努める。
- ii. 健全な身体作りを、栄養面からサポートする。
  - ・盛り付けや調理の工夫、また、様々な食材を用いるなど、食事に関心が持てるよう支援する。
  - ・年齢、性別、体格、運動量、アレルギー等、子どもに合わせた食事を提供する。
- iii. 「食」を通して、文化やマナーなど、適切な知識を教える。
  - ・食材や食器などを大切に扱う事を教える。
  - ・季節や行事に見合った食事を提供する。
  - ・外食や外部の方との食事など、食事マナーを通して社会性が身に付くよう支援する。

## ③衣生活

衣服は、環境から自分の身を守ることに合わせて、児童が自己表現するまでの重要な手段となり、さらには、場に合わせた衣服を着る事で、社会性を身に付けることができ

る。当院は、衣生活を通して、児童の自立支援を行う。

i. 適切な衣服を提供する。

- ・児童の衣服は、常に清潔で、児童の身体や季節に合った物、ほころび等が無いものを提供する。
- ・突然の入所等にも対応できるよう、院内被服の係を中心に、衣服の在庫を管理する。
- ・児童が適切な衣服を選択できるよう、職員は常に身だしなみを整え、時と場合に合った衣服を身につける姿を、児童に見せる。

ii. 発達に応じて、衣習慣が身に付くよう支援を行う。

- ・幼児であれば、衣服を自分で着ることに始まり、自立前の児童であれば、修繕やアイロンかけ等も指導する。
- ・すべての児童に一人ずつ収納スペースを用意し、適切な管理ができるよう支援する。

iii. 個性を尊重し、衣服選びの際の自己決定の機会を提供する。

- ・年間2回（夏季1万円・冬季1万3千円）、季節に応じた被服購入の機会を設け、児童の意見を尊重する。

#### ④住生活

開設の理念に基づき、当院に入所する児童が、安心して安全に暮らせる家庭的な環境実現に向けて、取り組みを行う。

i. 施設内を綺麗に保てるよう、環境美化に努める。

- ・美化・清掃の係を中心に、日常的な環境整備、清掃活動を実施する。
- ・大規模な修繕や備品購入は、法人、会計と相談し、計画的に実施する。

ii. 小規模で家庭的なホーム運営を行い、児童一人ひとりが、安心して生活出来る環境を提供する。

- ・児童の居室は、2人部屋を基本とする。
- ・机・押し入れ・衣裳ケース等、一人ひとりに提供し、個人の空間を確保する。
- ・職員は常に整理整頓を心掛け、スーパーヴァイザーによるホームの環境整備状況の確認を、適宜行う。
- ・発達に応じて、整理整頓や清掃の習慣が身に付くよう、ホーム毎に指導を行う。
- ・ホームの構成児童の発達や嗜好も考慮し、飾りや配置など、帰属感が持てるよう支援を行う。また、ホーム事業計画に反映する。

#### ⑤健康と安全

i. 医療的ケア担当職員（看護師）を中心に、児童・職員の健康管理を行う。

- ・看護師業務日誌を付け、児童の健康状態の把握を行う。
- ・嘱託病院を「天理よろづ相談所病院」と位置付け、連携を図り、「入所時児童健康診断」「児童定期健康診断（年2回）」を実施する。
- ・発達や性別に応じて、適切な予防接種が受けられるよう、支援する。
- ・医療機関一覧の作成・見直しを行う。
- ・常備薬一覧の作成・見直しを行う。
- ・児童の直接処遇や調理に携わる職員全員を対象に、検便（サルモネラ、チフス、赤痢菌、病原性大腸菌O-157検査）を実施する。
- ・職員を対象とした健康に関する研修会を、必要に応じて実施する。

ii. ホーム毎に、発達に合わせて、健康管理や衛生管理が行えるよう、支援する。

- ・児童の健康管理や、ホームの衛生管理について、ホーム事業計画に反映する。

iii. 理美容の係を中心に、地域の美容室と連携を図り、定期的に理美容を行う。

- iv. 計画的に事故防止の取り組みを行う。※「(5) 安全対策の充実」に詳細を記載する。
- v. 水質検査など、必要に応じた検査を院として実施する。

#### ⑥性に関する教育

- i. 児童が日常生活の中で、性や身体に関する疑問や悩みに対して、正しい知識を得ることができるよう、すべてのホームに男子職員（2ホームに1名以上）と女子職員（1ホームに1名以上）を配置する。
- ii. 児童や職員が、性に関する正しい知識を得ることができるよう、資料を整備する。
- iii. 児童向け、職員向けの、性に関する研修会を、必要に応じて実施する。
- iv. 看護師を、性教育の係として位置づけ、児童や職員の性に関する相談に対応する。

#### ⑦自己領域の確保

- i. ホーム毎に、居室や所持品など、個人所有の物やスペースを確保する。
- ii. 児童の成長に関する記録を適切に管理し、活用する。
  - ・性教育の係を中心に、写真の現像枚数など、児童のアルバム作成環境の整備を行う。
  - ・児童のアルバムを大切に保管し、児童が希望すれば、自由に見ることができるように配慮する。
  - ・性教育の係を中心に、生い立ちの整理を行う手順をまとめること。

#### ⑧主体性、自立性を尊重した日常生活

- i. 子ども自治会や、各ホームミーティングなど、児童が自分たちの生活について主体的に考えることができるような場所を、確保する。
  - ii. 主体的に余暇を過ごすことができるよう支援する。
    - ・院内サークルの「活動計画」に基づいて、休日等、充実した余暇を自発的に過ごせる機会を提供する。
    - ・学校のクラブ活動を奨励し、意欲的に取り組めるよう適切に評価を行う。
    - ・地域のサークル活動は、児童の意見を尊重し、可能な限り参加を認める。ただし、塾に関しては、本人・保護者の意向を確認した上で、日中の取り組みのみ認める。
  - iii. 子どもの発達に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身に付くよう支援する。
    - ・児童の年齢に合わせて小遣いを支給する。金額は、1ヶ月につき、幼児 500 円、小学生 1~3 年生 800 円、小学生 4~6 年生 1,000 円、中学生 2,500 円、高校生 5,000 円とする。また、元旦のお年玉や、天理教の節目の月（1月・4月・10月）には、月々の小遣いに加えて、別途支給する。
    - ・児童一人ひとりに、小遣い用の貯金通帳を作成し、適切に管理（通帳は会計管理の金庫に保管、印鑑は各ホームの金庫に保管）するとともに、全児童、自立に向けて、貯蓄の大切さを伝える。
    - ・年少児には、職員とともに、適切な小遣いの使い方を身につけられるよう、買い物の機会を提供する。
    - ・年長児には、小遣い帳を用いて、金銭管理の方法を身につけられるよう支援する。
- ※小遣いの使用に関する取り組みは、「ホーム事業計画」に反映する。

#### ⑨学習・進学支援、進路支援等

- i. 児童の学習・進路・進学・就職支援に関する担当者を整備し、学習支援・進路支援・進学支援・就職支援ができるように、取り組みを行う。

- ・児童が前向きに学習に取り組めるよう、学習環境を整備する。具体的には、学習プリントの配置、辞書引きの奨励、漢字検定の実施、学習ボランティアの導入、参考書・辞書等の購入など。
  - ・進学に関する必要な資料を収集し、児童に提供する。
  - ・高校卒業後の進学に関して、できる限り、本人の意思が尊重されるよう、各種奨学金の制度の情報を児童に提供し、自立資金の貯蓄を前向きに取り組めるよう、支援を行う。
  - ・実習先等の新規開拓を実施する。
  - ・資格取得を奨励し、自立に繋げる。その為に、必要な情報を児童に提供する。
  - ・児童の状況に合わせて、アルバイトを奨励する。
- ii. 児童の発達に合わせた学習・進路指導ができるよう、また、児童が「最善の利益」にかなった進路の自己決定が出来るよう、保護者、学校、子ども家庭相談センターとも十分に連携を図り、支援する。
- ・児童の学力など十分に考慮し、必要な場合には、常に学校の教諭と連携を図る。

#### ⑩行動上の問題及び問題状況への対応

- i. 個別対応職員を中心に、問題行動等への対応方法を整備する。
- ・個別に対応が必要な児童に関しては、ホームから生活場所を分けて、1対1のきめ細やかなケアを実施する。
  - ・個別対応時の日課や取り組みなど、マニュアル整備をする。
  - ・問題行動が起きた際の対応に関する研修会を実施する。
  - ・問題行動が起きた際の対応マニュアルの作成・見直しを行う。
  - ・児童の行動制限や被措置児童等虐待に関する情報（根拠法や留意点等）を、全職員に十分に周知徹底する為の研修会を実施する。
  - ・問題が起きた際は、マニュアルに沿い、院長を中心に、適切な対応を迅速に行う。
- ii. 家庭支援専門相談員を中心に、保護者対応マニュアルを整備する。  
※（2）の家族への支援で詳細を記載。
- iii. 全児童が安心して生活できる環境づくりを行う。
- ・信条教育係を中心に、基本信条を子ども達に分かりやすく教え、適切な社会スキルが身につけられるよう支援し、いじめや差別等の防止を図る。
  - ・入所間もない児童に関しては、必要に応じて、個別の対応を実施する。
  - ・児童に常に注意喚起と共に、児童の安全の為、防犯カメラを設置する。
- iv. 問題行動が起きた際の詳細や対応方法を、適切に記録及び保管し、必要に応じて確認できるよう整備する。

#### ⑪心理的ケア

- i. 心理相談員を配置する。
- ii. 心理療法を行うまでのカンファレンスの実施と、自立支援計画の策定を行う。
- iii. 心理相談員や直接処遇職員に、必要に応じて、心理療法や心理的ケアに関する研修会を実施（もしくは参加）する。

#### ⑫養育の継続性とアフターケア

- i. アフターケアの窓口となる担当者を配置する。
- ii. アフターケア担当者を中心に、退所や措置変更後の児童からの相談等に対応する。
- iii. アフターケアを実施した内容を、適切に記録及び保管し、必要に応じて確認できるよ

- う整備する。
- iv. 児童が自分の意思を具現化できるよう、また、児童の担当職員が、適切な支援を実施できるよう、学習・進路・進学・就職支援に関する担当者を整備する。
  - v. 退所や措置変更など、スムーズに対応できるよう、職員用の入退所等マニュアルの作成・見直しを行う。

## (2) 家族への支援の充実

### ①家族とのつながり

- i. 家庭支援専門相談員を、独立した専門職として配置する。
- ii. 保護者対応マニュアルを整備する。(既述)
- iii. 院としての、家族再統合プログラムを整備する。
- iv. 家族再統合に必要な、「親子宿泊室」の場所や使用ルール等を整備する。

### ②家族に対する支援

- i. 院のルールや、面会・外出・外泊等に関する規定を説明する上で、保護者にとって分かりやすい資料を整備し、提供する。
- ii. 子ども家庭相談センターと相談の上、保護者に対して、ペアレントトレーニングを実施する。また、児童と関わる上での資料を、保護者に提供する。
- iii. 児童家庭支援センターと協働し、家庭訪問や電話相談など、退所後の保護者支援を実施する。

## (3) 自立支援の充実

### ①アセスメントの実施と自立支援計画の策定

- i. アセスメント実施マニュアルを整備する。
- ii. 入所相談窓口及びアセスメント責任者を整備する。
- iii. 自立支援計画策定の責任者として、それぞれの部署にSVを配置する。

### ②子どもの養育・支援に関する適切な記録

- i. 記録の書き方、語句の表記の仕方に関する規定を整備するとともに、規定に基づく研修会を実施する。次年度以降は、新任職員研修の際に、研修を実施する。
- ii. 文書の保存、及び廃棄に関する規定を整備する。
- iii. 児童管理体制を整備し、記録を全てPC入力で行い、院内のネットワークで情報を共有する。(段階的実施)

## (4) 権利擁護の実行

### ①子どもの尊重と最善の利益の考慮

- i. 運営理念に関する勉強会を実施し、子どもの尊重や基本的人権への配慮について学習する。
- ii. 職員の、児童への関わりについて、スーパービジョンを受けられる体制を整備する。
- iii. 性教育の係が整備する、生い立ちの整理に関する手順に沿って、児童の生い立ちや家族に関する情報を、適切に知らせる。
- iv. プライバシー保護や守秘義務に関する規定を整備する。

v. 信教の自由を保障するとともに、入所の際に、当院の理念や天理教の教えに基づく養育を実施していることを、十分に説明し、理解をえる取り組みを行う。

#### ②子どもの意向への配慮

- i. 自治会やホームミーティングを開催し、児童の意向把握に努める。
- ii. 各学校の保護者会に出席し、各学校とも連携を図る事で、児童の意向把握に努める。

#### ③入所時の説明等

- i. 施設の内容を公開する媒体を整備する。
  - ・院のホームページを作成し、誰でも院の養育内容を確認できるようにする。
  - ・法人・施設のパンフレットを常に配布できるようにし、必要に応じて見直しを図る。
  - ・「入所のしおり」「生活のしおり」の作成・見直しを実施する。
- ii. 入所相談窓口及びアセスメント責任者を整備する。
  - ・入所の場面では、上記責任者を中心に、児童と保護者、こども家庭相談センターの担当ケースワーカーに、院としての取り組みを適切に伝える。
  - ・合意が必要な場合は、その旨を児童、保護者に的確に説明し、文章での合意を得る。
- iii. 開設の理念に基づき「入退所等マニュアル」を整備し、入所間もない児童が、安心して生活を始められるよう支援する。

#### ④権利についての説明

- i. こども家庭相談センターより、全児童に配布される「権利ノート」に基づき、入所の際に、児童へ権利について説明する。
- ii. 「生活のしおり」を作成し、児童に対して配布及び説明を行う。
- iii. 義務や責任についても、「生活のしおり」に盛り込み、児童へ説明する。

#### ⑤子どもが意見や苦情を述べやすい環境

- i. 「入所のしおり」「生活のしおり」に、苦情や意見、相談の窓口について明記し、児童やその保護者へ説明を行う。
- ii. 意見箱を設置し、児童への意見等に関して、院長を中心に、適切な対応を行う。
- iii. 苦情解決の体制を整え、適切な対処を行う。
  - ・苦情解決の体制を整え、第三者委員と、年に2回、委員会を開催する。
  - ・苦情対応マニュアルの作成・見直しを行う。
  - ・苦情の詳細や対応方法を、適切に記録及び保管し、必要に応じて確認できるよう整備する。

#### ⑥被措置児童等虐待対応

- i. 天理教の教えに基づき、お預かりしている児童の健全な育成を目指し、体罰や人格を辱める行為は、決して行われてはいけないものとして、徹底する。
  - ・体罰や児童の心身の安全を脅かされる行為等、被措置児童等虐待は決して行われてはいけないものとして、研修等を通して、周知徹底する。
  - ・体罰を伴わない褒めて育てる効果的なしつけを、職員が実施できるよう、コモンセンスペアレンティング研修を開催、もしくは当該研修に参加する。
- ii. 被措置児童等虐待が生じた事を想定した対処法を整備する。
  - ・「被措置児童等虐待対応マニュアル」を整備する。
  - ・マニュアルに基づき、早期発見、防止を行う。

- ・院長は責任を持って、職員を指導すると共に、届出・通告等の対応を迅速に行う。
- ・院長を中心に、再発防止を徹底する。

#### ⑦他者の尊重

- i. 「一れつきょうだい」という天理教の教えに基づく養育実践を行い、他者を尊重する心が育まれるよう、支援する。
  - ・職員は、児童やチーム職員に対して、常に相手を思いやる言動を心掛ける。
  - ・信条教育係を中心に、職員向けの基本信条に関する勉強の場を設ける。
- ii. 自分とは異なる年齢や性別、発達状況、健康状態、障害、人種等、様々な方々とのふれあう場面を設定する。
  - ・ふれあい広場の開催。
  - ・各種招待行事の参加。

### (5) 安全対策の充実

①事故、感染症の発生時など、緊急時の子どもの安全確保の為に、院として体制を整備し、機能させる。

- i. 安全対策の担当者を整備し、担当者を中心に、安全対策計画を策定する。
- ii. 安全対策の取り組みを実施する組織図を、安全対策担当者を中心に作成する。

②災害時に対する子どもの安全確保のための取り組みを行う。

- i. 安全対策の担当者を中心に、本体施設・分院の両方において、計画的な防災訓練を実施する。
- ii. 職員を対象とした、安全対策に関する研修会を実施する。

③院内の安全確保を定期的、継続的に実施する。

- i. 安全対策の担当者を中心に、遊具や設備等、安全点検を定期的に実施する。
- ii. 児童安全の為、防犯カメラを設置する。
- iii. 事故等の発生の際の対応策を、適切に記録及び保管し、必要に応じて確認できるよう整備する。

### (6) 地域支援の充実

①関係機関等の連携

- i. 子ども家庭相談センター、県、市町村、児童家庭支援センター、NPO法人、医療機関など、主任、スーパーヴァイザーを中心に、適切な連携を図る。
- ii. 常に報告、連絡、相談を行い、必要に応じてカンファレンスを実施をする。
- iii. 各学校と日常的に連絡を密に行い、必要に応じて、連絡会を実施する。

②地域との交流

- i. 日常的な関わり（挨拶や行事参加など）を通して、地域の理解を深める。
- ii. 職員は積極的に、PTA等の保護者会や、子ども会の役員など、地域の役割を担う。
- iii. 子ども会や地域の行事に参加するとともに、院内に地域の方を招く取り組みを行う。

③地域支援

- i. 児童家庭支援センターと協働し、子育て支援（ショートステイ等の受け入れ）や里親支援（家庭訪問等）を積極的に実施する。
- ii. 家庭的養護推進計画に基づいて、地域支援の取り組みを実施する。

#### (7) 職員の資質向上

##### ①職員の教育・研修の実施

- i. 職員研修の係を中心に、「研修計画」を策定し、計画的に職員研修を行う。
- ii. スーパーヴァイザーを配置し、職員の援助技術向上を支援する。
  - ・スーパーヴァイザーは、必要に応じて、スーパービジョンの技法を学ぶ研修に参加する。
  - ・全職員に対して、スーパーヴァイザ体制や指示系統に関する研修会を実施する。
- iii. 職員の階層別に、研修を受講する目的を明記する。

階層別	主な研修目的
5 管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者としての役割を自覚する</li> <li>・組織の維持管理に関する知識や技術を高める</li> <li>・総合的判断力や課題・戦略形成能力を高める</li> <li>・福祉の推進役としての力量を高める</li> <li>・危機管理</li> </ul>
4 上級職員 (指導的・専門的職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導的・専門職としての役割を自覚する</li> <li>・高度な専門的知識・技術を習得する</li> <li>・サービスの企画力や評価力を高める</li> <li>・職員指導・研修に関する知識・技術を高める</li> </ul>
3 中級職員 (4~5年まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的な問題解決能力を高める</li> <li>・最新の知識、技術を習得する</li> <li>・専門性の深化を図る</li> <li>・応用力・創造力を高める</li> </ul>
2 初級職員 (2~3年まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家としての自己の確立を図る</li> <li>・実践的知識、技術を習得する</li> <li>・専門職としての職能を確立する</li> <li>・専門性の拡大を図る</li> <li>・職業観の確立を図る</li> </ul>
1 新任職員 (1年未満)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スムーズな職場適応を図る（心理的不安などへの対応）</li> <li>・社会人、組織人としての自覚を養う</li> <li>・基礎的態度、知識、技術を習得する</li> <li>・専門性の基礎づくりを行う</li> </ul>

- iv. 信条教育係を中心に、天理教の教えや基本理念、基本信条について学ぶ機会を設ける。

#### (8) 施設運営の質の向上

##### ①運営理念、基本方針の確立と周知

- i. 下半期に入る時期に、計画の見直し作業を実施する。
- ii. 策定した計画は、全職員に配布するとともに、説明会を実施する。

**②中・長期的なビジョンと計画の策定**

- i. 定期的に、中長期計画の見直しを行う。
- ii. 中長期計画、年度の事業計画、各部門（係・ホーム等）の計画など、それぞれの計画の役割や策定・見直し時期を定め、計画的かつ一貫した事業展開を行う。
- iii. 各種計画の周知徹底を実施する。

**③施設長の責任とリーダーシップ**

- ・院長の役割について、院長自らが研鑽するとともに、年度初めに、院長の役割を、職員に周知徹底する。

**④経営状況の把握**

- ・来年度の計画策定に向け、数値的な施設運営の目標値や課題を把握し、計画に反映する。

**⑤人事管理の体制整備**

- i. 主任を中心として、院としての各種専門職のあり方を定めるとともに、それぞれの専門職は、事業計画に基づき、年度ごとの実施計画を策定する。
- ii. 人事考課実施を検討する。
- iii. 主任、スーパーヴァイザーを中心に、職員のモチベーションや有給休暇消化率、時間外勤務の従事状況など、正確に把握するよう努める。

**⑥実習生の受け入れ**

- i. 社会貢献、後進育成、職員の専門性及び資質向上など、実習を受入れる上での目的を明確にし、各種実習の受け入れを行う。
- ii. 実習生と関わる職員を対象に、実習生受け入れに関する研修会を実施する。
- iii. 実習種別ごとのプログラムの作成・見直しを実施する。

**⑦標準的な実施方法の確立**

- ・「生活のしおり」「養育実践項目」「各種マニュアル」の整備を行う。

**⑧評価と改善の取り組み**

- ・3年後の第三者評価実施に向け、毎年、自己評価を行う。

**(9) 行事等活動計画**

当院はより家庭的なケアを目指す上から、日常生活やその延長にある誕生日会やレクリエーション、外食など食事の充実は、それぞれのホーム単位で事業計画に盛り込み、実施する。

- i. 日常生活に潤いをもたらし、児童・職員相互の親睦を図ることを目的とする恒例行事や、毎日の朝・夕のおつとめ、月例参拝・月例行事などの天理教関連行事、外部の方を招いての行事等では、それぞれの行事の持つ意味合いを考慮し、院全体としての動きを実施する。また、各種招待行事、子ども会行事、学校行事は、随時参加する。その為、院内行事の開催月に関しては、各種関係機関と調整し、変更する場合がある。
- ii. 入退所の際や必要に応じてカンファレンスを実施。また、随時参加する。
- iii. 季節・旬の食材を使った食事や、郷土料理など、随時提供。また、それぞれのホーム単位で完全調理や自由企画食、外食等を実施する。

- iv. 避難訓練は、夜間実施も含む。
- v. 研修会は、開催の有無で変動あり。
- vi. その他隨時、研修や実習、ボランティア等の受け入れを行う。

・年間の行事等活動計画

	i. 行事	ii. 会議	iii. 給食	iv. 防災	v. 研修
4月	創立記念行事(参拝・月例行事)、 陽陸会総会、教祖御誕生祭参拝、 天理教婦人会総会参加、 天理教ひのきしん活動参加	職員・給食	開設記念メニュー、 教祖誕生祭メニュー	避難訓練 通報訓練	
5月	月例参拝、月例行事、体育祭 こどもの日(五月人形・鯉のぼり設置)	職員・処遇・給食・ ホーム処遇・ 心理療法	こどもの日メニュー、 行楽メニュー	避難訓練 通報訓練	県内施設見学、県心理職員事例検討会、 日本子ども養育研究会BOYSTOWN研修会 CSPトレーナー研修会
6月	月例参拝、月例行事	職員・処遇・給食・ ホーム処遇・		総合防災 訓練	専門研修、近養施設研究協議会、 奈児連新任研修会、奈児連職員研修会、 特定給食施設関係研修会
7月	月例参拝、月例行事、七夕飾り、 プール招待、臨海訓練参加、 スポーツ大会予選、 天理教こどもおぢばがえり参加 (行事参加・鼓笛隊出演)	職員・処遇・給食・ ホーム処遇・	七夕メニュー、 土用丑の日メニュー	避難訓練 通報訓練 消火訓練	近養四県市交流職員研修会、
8月	本島海水浴、各学校交流会、 スポーツ大会、野球大会、 天理教学生生徒修養会、成人塾	給食		避難訓練 通報訓練	天理教社会福祉施設連盟職員研修会
9月	月例参拝、月例行事、 ふれあい広場、御靈祭(墓地参拝)	職員・処遇・給食・ ホーム処遇・ 心理療法	十五夜メニュー、 秋の味覚、 御靈祭メニュー	避難訓練 通報訓練	奈児連職員研修会、西日本セミナー、 県職員研修会、県心理職員事例検討会、 専門研修、SBI子ども希望財団職員研修会
10月	月例参拝、月例行事 秋季大祭参拝、 天理教青年会総会参加	職員・処遇・給食・ ホーム処遇・	秋季大祭メニュー、 秋の味覚	避難訓練 通報訓練	奈児連県外研修、県外施設見学、 近養職員研修会、日本子ども虐待防止学会、 日本子ども養育研究会定例職員研修会
11月	月例参拝、月例行事 天理教女子青年大会参加	職員・処遇・給食・ ホーム処遇・		避難訓練 通報訓練	全養施設長研究協議会、 天理教社会福祉施設連盟全国大会、 子どもの虹給食関係者研修会
12月	月例参拝、月例行事、成人塾、 もちつき大会、年末御礼参拝	職員・処遇・給食・ ホーム処遇・	年越しメニュー、 冬至メニュー	総合防災 訓練	
1月	本部元旦祭参拝、月例行事、 月例参拝、天理教お節会参加	職員・給食・ ホーム処遇	春季大祭メニュー、 お節会料理、七草粥	避難訓練 通報訓練	全養FSW研修会
2月	月例参拝、月例行事、節分行事、 アートコミュニケーション参加、 感謝祭	職員・処遇・給食・ ホーム処遇・ 心理療法	節分メニュー	避難訓練 通報訓練	専門研修、全養中堅職員研修会、 奈児連職員研修会、県心理職員事例検討会 感染症危機管理研修会、 日本子ども養育研究会総会
3月	月例参拝、月例行事、 ひな祭り(ひな人形設置)、 各学校卒業祝賀会	職員・給食・ ・ホーム処遇	ひな祭りメニュー、 春分の日メニュー、 祝賀会特別メニュー	避難訓練 通報訓練 消火訓練	新任採用研修、 SBI子ども希望財団職員研修会

## 平成26年度・事業計画

**1. 事業目的**

なごみでは、社会福祉法人天理における運営方針に基づいて、就学中の障がい児に対して、指定放課後等デイサービス事業、及び、児童短期入所事業を提供することを目的とする。

**2. 事業方針**

- ①障がいをもつ児童の特性や生活の実態に応じて療育を行い、児童の自立の促進、生活の質の向上、集団生活への適応力の向上を願い、適切な支援を行う。
- ②障がいをもつ児童も1人の人として尊重される中、家族も心豊かな暮らしが続けられるよう、必要なときに必要な支援の提供ができる場を目指す。
- ③事業の実施に当たっては、都道府県、各市町村、及び福祉関係機関、児童福祉施設などと連絡調整を行い、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④前三項のほか、「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月奈良県条例第35号）及び「奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月奈良県条例第37号）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

**3. 事業内容**

児童福祉法に規定されている、発達支援事業の「放課後等デイサービス」及び障がい者総合支援法における「児童短期入所」を行い実施する。特に特別支援学校、支援学級、また保護者との連携を図り、子どもの自立に向けた取り組みを支援する。そして、利用当日の終了時には、行った療育や状態について記した文章（利用記録）を作成し、保護者に手渡す。

## (1) 「放課後等デイサービス」

個別支援計画に基づき、以下の療育を行う。

- ①生活支援 ~ 発達に応じた基本的生活習慣の確立。
- ②設定活動 ~ 運動遊び、製作遊び、音楽遊び、言葉遊びなどの中からプログラムを作成し、日々一定の時間、全体活動を行う。また、非常勤講師、ボランティアを迎えての活動もこれに含む。
- ③自主活動 ~ 個別に取り組みはじめた遊びに働きかけ、活動内容が充実するよう支援する。  
※ 個別支援計画 契約が成立した保護者と共に学校、その他の関係機関とも連携し、支援計画を作成。その後ケース会議を経て、2学期にはモニタリング、年度末には総合評価を作成する。作成したものについては保護者に交付する。

## (2) 「児童短期入所事業」

保護者の事情によって家庭での子育てが一時的に困難になった場合、又は自立に向けた訓練のために児童を一時期入所させ、支援を行う。

(3) 生活日課

日 課		
放課後等デイサービス	時間	短期入所
	7 : 0 0	起床
	7 : 3 0	朝食
	8 : 2 5	登校（平日）
		自由時間（休日）
来所（休日）	1 0 : 0 0	※10時～18時は デイサービスを利用。
自由時間		
昼食	1 2 : 0 0	
自由時間		
スクールバスで来所 (低学年、但し水曜日は全員。 他日は15:40 来所に合わせ て時間配分をする。)	1 3 : 4 0	
全体活動	1 4 : 0 0	
おやつ	1 5 : 0 0	
自由時間		
お迎え	1 8 : 0 0	夕食
	1 9 : 0 0	入浴
		自由時間
	2 1 : 0 0	就寝

(4) 利用について

①開所日時 月曜日、及び夏季（8月12日～16日）、年末年始（12月28日～1月3日）の期間は休業日とする。

開所時間 放課後等デイサービス 10時～18時 児童短期入所 18時～翌10時

②定 員 放課後等デイサービス 10名 児童短期入所 3名

③受 付 各市町村において、通所給付費、介護給付費等支給決定を受けた障がい児の保護者（以下、利用者）が、当事業所受付担当者に電話等で契約申込みを行う。

※ 市町村は、当事業所への受付の時点で以下の事項等について決定をしている。

受給者証番号

サービスの種類 放課後等デイサービス 児童短期入所

支 給 期 間 1年以内。各市町村や利用者により異なる。

支 給 量 1ヶ月以内で利用できる日数。各市町村や利用者により異なる。

利 用 者 負 担 額 利用者は利用料の1割負担となる。但し、利用者の収入・生活状況によっては減免措置有り。また短期入所については障害程度区分により金額が異なる。

障害程度区分 短期入所のみ（3区分）

- ④事前面接 緊急の場合を除き、初回利用以前に当該児童及び保護者に対して事前面接を行い、サービス実施に関する必要な事項を聴取する。(2回目以降についてはこれを行わないが、初回利用以降3年を経過して新たにサービスを利用する場合や、児童の心身の状況や家族環境の変化などが生じた際には、再度事前面接を行う)
- ⑤契約 当事業所におけるサービスの内容を説明し、契約を行う。
- ⑥利用 利用受付は利用希望日の属する月の前月1日より開始する。  
※移送は必ず保護者が行う(ただし養護学校スクールバスなどにより児童の安全が確保される場合は、この限りではない)。

#### (5) 事務

##### ①利用者負担額などの受領事務

各市町村によって支給決定時に定められた負担額及び食費、日用品費などの実費を利用者より徴収する。この際、市町村が利用者に対して定めた月毎支給量の残量を明示する。

##### ②通所給付費、介護給付費請求事務

利用した翌月10日に各市町村へ利用費の請求を行い、利用費を代理受領する。(原則として請求した月の月末まで)。短期入所は障害区分によって差がつけられる。

##### ③利用者からの相談、苦情処理に関する業務

常に児童の心身の状況や家族環境などの把握に努め、必要な助言などを行う。また、苦情解決の窓口、担当者などを利用者に示し、権利擁護に努める。

##### ④事業統計の作成

年間活動状況を統計処理することで、利用者のニーズや事業効果を正確に把握し、より良い運営を図る。

##### ⑤その他

###### a. 医療機関の協力

医学的治療を必要とする緊急時には、天理よろづ相談所病院(小児科・他)への協力を求める。

###### b. 非常時災害対策

非常時災害に関する具体的な計画を立て、非常時災害の際、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に周知するとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行う。

###### c. 天理養徳院と児童家庭支援センターてんりとの連携

緊急時における天理養徳院職員のバックアップや、非常時災害の時の避難・誘導の支援体制を確保する。

子どもの状況等については児童家庭支援センターてんりと連携し、助言等を求める。

###### d. 関係機関との連携

事業を円滑に行うために、二階堂養護学校、各特別支援学級、子ども家庭相談センター等の関係機関と綿密な連携を保つとともに、支援計画作成に当たっては各関係機関の助言を受ける。

###### e. 研修

職員の資質向上を目的に、事業所内外における研修体制を整える。

#### f. 広報

パンフレットの配布などにより、各市町村や関係機関窓口を通じて事業の概要を公表し、利便性の向上を図る。又、定期的にブログで活動の様子を更新したり、なごみだよりを配布することで、保護者により深くなごみを理解してもらえるよう努める。

#### 4. 設備・職員

事務室（1） 居室（4） 食堂（1） 浴室・脱衣室（各1） トイレ（4）  
管理者・児童発達支援管理責任者兼任（1） 介護福祉士（1） 保育士（3） 生活支援員（1）  
その他若干名

#### 5. 平成26年度の重点目標

##### ①安全のための環境整備。

- ・区画内にトイレを増設し、フロア内で生活が守れるようにする。
- ・屋外における安全性を向上する。

##### ②ブログの充実。

- ・今後は保護者の意見も参考にしながら週1回の更新。

##### ③療育活動の充実。

- ・非常勤講師 月2回の出講実施。
- ・自主活動の充実。

## 平成26年度・事業計画

**1. 事業目的**

児童家庭支援センターてんり(以下センター)は、社会福祉法人天理における運営方針に基づいた長年の児童養護実践を生かし、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、地域住民、その他からの相談に応じ必要な助言を行うとともに、保護を要する児童又はその保護者に対する指導・処遇を行う。また、併せて奈良県中央・高田こども家庭相談センター、各市町村要保護児童対策地域協議会事務局及び関係機関、児童福祉施設などとの連絡調整などを総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

**2. 事業内容**

## (1) 地域・家庭からの相談に応じる事業

ア 開所時間……平日、日曜とも午前10時～午後7時(土曜日休業)。

イ 援助方法

児童の権利擁護に十分配慮し、以下の手順で援助を行う。

## ○相談受付

来所、電話、ファックス、電子メールなどによる受付。必要に応じて、調査・社会診断などを行う。

## ○受理・処遇会議(2週1回)

受付されたケースについて収集された情報をもとに、受理の当否を協議するとともに、経路、種類、処遇の種別を決定する。また個別援助計画の策定や処遇の再評価などを行う。

## ○処遇

- ・助言指導 1ないし数回の助言などで問題が解決すると考えられる児童・保護者に対する指導
- ・継続指導 複雑困難な問題を抱える児童、保護者などに、通所・訪問などの方法により継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリングなどを行う。
- ・他機関あっせん 他の専門機関において、医療、指導、訓練などを受けること及び様々な制度の利用が適当と認められる場合に行う。
- ・児相等への通告連絡 主に児童虐待など処遇に高度な専門性が要求される場合には、速やかに当該地域のこども家庭相談センター及び当該市町村要保護児童対策地域協議会事務局への通告連絡を行う。

ウ 記録

受付の内容から処遇の経過などは「児童記録票」に適切に記載する。

エ 報告

「児童記録票」の内容に基づき、統計などを県こども家庭課、こども家庭相談センターに報告する。

オ その他

発達検査を行う。

## (2) こども家庭相談センターからの受託による指導

ア 開所時間など((1)地域・家庭からの相談に応じる事業と同様)

イ 援助内容

児童の権利擁護に十分配慮し、以下の手順で援助を行う。

## ○相談受付

・こども家庭相談センター担当者とのケースカンファレンスを行い、必要な情報を収集する。

## ○受理・処遇会議

・速やかに会議を行い、受理の当否について協議する。受理された場合、こども家庭相談センターの処遇指針にそって、援助計画を作成する。

### ○処遇

- ・こども家庭相談センターとの連携の下、援助計画に沿って処遇を行う。措置の解除が適当と認められた場合には、その旨こども家庭相談センターと協議をする。

ウ 記録 ((1) 地域・家庭からの相談に応じる事業と同様)

エ 報告 定期的に、当該児童への処遇内容について報告する。

### (3) 関係機関との連携・連絡調整

ア 要保護児童対策地域協議会等

天理市要保護児童対策地域協議会の運営に協力する他、各福祉、教育、保健、医療、警察等との会議を開催もしくは参加し、地域の状況把握に努める。また、天理市以外の近隣市町村（奈良市、大和郡山市、桜井市等）における要対協のケースワークにも関わる。

イ 各種連絡会議等

関係機関との各種会議等に積極的に参加し、情報の交換・共有を行い、尚且つ協働する体制を整える。また、天理市就学指導委員会における就学指導に携わる。

ウ 天理幼稚園、天理小学校、天理中学等

天理教内各学校のケースワークに協働して関わる。

エ 白梅寮生の研修企画

2年次生対象の児童福祉・児童虐待等の研修

オ 専門援助講座等の開催

年に2回、テーマを定め専門家による講演会を行い、地域関係機関との連携を深める。この他様々な方法で地域住民への啓発を行い、児童虐待の防止等に努める。

カ 巡回心理相談の実施

心理相談員を定期的に保育所等（教府託児所、めばえ託児所を含む）に派遣し、乳幼児健康診査等で経過観察が必要と認められた児童、保護者に対して、その場で初回面接を行い、当センターの援助へ円滑につなげる。また関係機関職員へのコンサルテーション等を行う。

### (4) 里親（里親制度）に関わる啓発活動

ア 里親（里親制度）の充実をめざして、こども家庭相談センター、奈良県里親会等と連携・協力していく。

イ 里親と里子の関係調整（相談、家庭訪問など）に取り組む。

ウ 25年度、奈良県の方から本体施設の天理養徳院に「里親支援専門相談員」の設置が認められたことにより、その担当者と協力して取り組みを展開することとする。

### (5) 広場型子育て支援事業の実施

ア 25年度からの事業

#### ○趣旨

核家族化がすすむと同時に、地域とのつながりが希薄になっている現状の中で、親同士の交流を上手に取れず、子育ての情報や援助を受けることができない「孤立した状態」の親が多くなっている。そこで、気楽に親子で集える場所を提供することによって、親と子どもだけで絶えず一緒にいる「密室状態の家」から出て、親同士が交流し、他の親や他の子どもを見ることによって、少しでも子育てにおいて気づき合い、学び合ってもらいたい。また、これまでの相談援助のノウハウを生かして、親子関係を見ながらの直接的なアドバイスもできると考えている。

#### ○事業名称 親子広場ふりー

イ 実施日時 定期的に週に一回実施する。（毎水曜日 10：00～12：00）

ウ 場所 児童家庭支援センターてんり 研修棟研修室1（地域交流室）

エ 対象年齢 生後6か月の乳幼児から小学校低学年児童まで

(6) 天理養徳院との連携

ア 夜間等の相談受付

緊急時に備えて、公用携帯電話をセンター職員が所持。

イ 緊急一時保護について

児童の安全に関わるような緊急時には、こども家庭相談センターに速やかに連絡し、場合によっては天理養徳院での委託一時保護を行う。

ウ その他

法人職員会議等に出席し、綿密な連携を保つ。

(7) 研修

各種関係団体が主催する研修に積極的に参加するとともに、学習会などを通じて、相談・支援などの技術などに関し、自主研鑽に努める。

(8) 広報

ホームページの内容を充実させるとともに、パンフレットを地域住民や関係機関などに配布し広報活動を行う。

(9) その他

地域住民のニーズを的確に把握するため、調査、研究などを積極的に行う。

### 3. 設備・職員名簿

(1) 設備

事務室（1） 相談室（1） プレイルーム（2） ホール（1） 男女及び身障者用トイレ（各1）

(2) 職員名簿

所長（相談員を兼ねる）1名 相談員1名 心理相談員1名

### 4. 年間行事計画

月	会議		講座など
	所内・その他	各種連絡会議等	
4	受理・処遇会議 法人職員会議など	随時	
5			
6			専門援助講座
7			
8			
9			
10			専門援助講座
11			
12			
1			
2			
3			

## 平成26年度・事業計画

**1. 事業目的**

児童養護施設天理教三重互助園は、社会福祉法人天理の運営方針に基づき、天理教の教えによる「朝起き・正直・働き」の実践を通して、規律ある生活を営むよう援助しつつ、将来明朗快活にして、社会に貢献する人間に養育することを目的とする。事情あって家庭を離れるを得なかった子どもの深い悲しみや挫折を理解し、虐待などの不適切な環境の中で受けた心身の傷を宗教的な和気に満ちた雰囲気の中で、生活や学習指導、更には進路を重視しながら充実した養護を目指す。

**2. 施設の現状**

子どもは、家庭で満ち足りた親の愛情の中で育てられることが望ましいといわれているが、今日の児童養護施設に入所する子どもたちを見ると、養育上の問題として親・家族・血縁関係・養育環境など多くの物心両面にわたる悪しき要因が幾重にもなって、一人ひとりの子どもの成長発達に影響し、子ども達の生活に大きくのし掛かってきていることが問題となっている。

その中にあって、虐待を受けた子どもの入所も増えつつあることに加えて、近年、知的障害を持つ子どもや更には広汎性発達障害児の入所が多くなってきている。

ここに、過去より培ってきた養護の実践を見直し、子どもとどのように接するか、そしてどのようにその子の自立を促し、また、その自立のプロセスとして、現在何が不足し障害になっているのかの課題に対して、自立支援計画に基づいての目標を設定し、天理教三重互助園という名の冠に由来するところの精神（親心）をもって、日々の生活を通して子どもを励まし、支援・援助していくことを目指す。この目的を達成するために、理論に基づいた「対人援助技術の活用（コモンセンス・ペアレンティング）や暴力防止教育プログラム（セカンドステップ）」の実践と応用を通して研修を深め、養護の上に積極的な活用を目指す。

また、平成24年7月に厚生労働省より打ちだされた「社会的養護の将来像」はその具体的実践を目指して進行中である。狙いは現在営まれている児童養護の大舎、中舎制を縮小して、家庭的養護の促進に重点を移し、里親やファミリー制度の充実を図るというものである。

互助園もこの改革は避けて通れず、将来的には本体施設は地域小規模の養育体制を新設するとともに本体施設は児童家庭支援センター（里親支援機関）を本務とする地域の里親やファミリーホームの養護支援の拠点の役割を果たすことが出来るよう5年区切りの中・長期計画を策定する。

**3. 事業内容**

## ①児童グループ構成

定 員	棟・グループ		対象児童	年間予想人員
30名	つきの家		男子中高生	10名
	たいようの家	たんぽぽグループ ひまわりグループ	女子中高生 幼児小学生	10名 20名

### 担当体制

○つきの家は小舎制で家庭的な雰囲気の中、男子中高生を中心としたグループを指導員2名保育士2名が担当する。中学生は進学、高校生は就職へ向けて養育の重点を置く。中学生は学習塾の活用を、高校生にはアルバイトの奨励を促す。

○たいようの家は中舎制とし、2階のたんぽぽグループは女子中高生を中心のグループ、1階のひまわりグループは幼児、小学生男女の住まいとする。担当を決めながらもスタッフの関係で保育士4名と指導員1名にて運営する。女子中高生については養護の重点は男子中高生と同じくする。さらにひまわりグループについては和やかなあたたかさの雰囲気を重視する。

### ②児童処遇

規範となる規則正しい生活を通して、生活のリズムが身につくよう十分な配慮をする。

- A) 広く衣食住は生活（くらし）の文化である。その中でも特に食事は生活の中心であり、“旬”・“食卓”・“健康”・“安全”・“マナー”及び衛生管理の徹底に努める。また、食事の準備や料理を工夫する体験から自立への力とする。
- B) 経済観念をもてる生活体験となるように小遣い帳への指導、高校生はアルバイト収入と貯蓄の意識付けをする。
- C) 児童相談所及び各学校との連携を密に情報交換を通して、細やかな養育に活用する。
- D) 趣味・特技を伸ばせるような環境を作る。スポーツ活動（クラブ）や文化活動を推進し、健康と協調性が得られるよう配慮する。
- E) 子どもの健全な育成の一助として“子ども目標”を掲げる。（資料添付）
- F) 児童会活動を活性化し、行事の企画や立案に積極的に参加を促し、児童の思いを引き出しながら養護の上に役立てて、施設の改善につなぐ。

### ③職員心得

- A) 一手一つの心の和を通してチームワークを築く。
- B) 「報告・連絡・相談」を常に心がけ、諸記録の充実とその活用に心掛ける。
- C) 自主学習・自主研修に積極的に参加し自己研鑽に努める。
- D) 年度ごとの学習課題を設定する。
- E) 園内、外研修を実施し、更なる子ども支援の手がかりを求める努力を重ねる。
- F) 権利ノートの精神を尊重し、施設に期待されている養護実践に努める。

### ④その他の取り組み

- A) 実習生の受け入れや、ボランティアの支援を有難く受けさせていただく。ボランティアとして、そろばん学校での手解きと、習字教室での手習い。

#### 【受入ボランティア】

そろばん学校通学、書道教室学習

#### 【受入大学及び各種専門学校】

（奈良保育学院、皇学館大学、至学館大学、高田短期大学、名古屋市立大学等 約40名）  
里親実習については随時受入。

- B) ファミリーケースワークを通して家族機能の修復と家庭復帰への再構築。
- C) 心療科クリニック、児童相談所及び学校との連携をより推しすすめる。
- D) 学校クラブ活動（野球、サッカー、テニス）、スポーツ少年団（水泳、体操、合気道）などの行事活動や保護者との面会・外泊との調整を十分配慮し実施する。

- E) 伊勢市、明和町、玉城町、度会町との委託契約により子育て支援ショートステイ事業をおこなう。
- F) 伊勢市より「子どもを虐待から守る家」の指定を受け、子ども及びその関係者からの相談に応じるとともに一時的な避難場所を提供する。

#### 4. 日課

##### ○一日の生活

<平 日>		<土・日・祝日>	
6 : 30	起床 洗面 清掃	7 : 00	起床 洗面 清掃
6 : 45	遙拝 朝食 登校準備		
7 : 30	集合	7 : 15	遙拝 朝食
7 : 40	児童登校	8 : 00	清掃
8 : 40	幼稚園児登園	8 : 30	学習 園内保育 スポ少・クラブ活動参加
12 : 00	昼食 (幼児午睡) 学童帰宅 課外学習 クラブ活動	12 : 00	昼食 (幼児午睡)
16 : 30	学習時間		
17 : 30	夕礼(参拝) 夕食	17 : 30	夕礼(参拝) 夕食
18 : 00	学習、児童会 入浴、洗濯 自由時間	18 : 00	入浴、洗濯 自由時間
21 : 00～	消灯(年齢に応じて異なる)	21 : 00～	消灯(年齢に応じて異なる)

#### 5. 年間・月間行事及び目標

子どもの健全育成をすすめるため、年間を通して行事及び目標を設定し実施する。

##### ◆よりよい生活を創るために

○児童会の実施と実行・・・各係の役割分担の使命感を育てリーダーを育てる  
意思表示の尊重と保障

○つくりあげる喜びの体験と体得

○個性をのばす・・・クラブ活動や地域スポーツ少年団への積極的な参加  
興味をもつ事生かすし、趣味をのばす

##### ◆児童支援（援助）の方策を考える

- 児童の親、家族へのファミリーケースワーク
- 各関係機関との連携とチームワーク
- 家庭復帰と自立（独立）生活への支援
- 処遇の一貫性を目指す
- 個々の能力を尊重した個別の目標を設定し支援する

①施設事業・児童処遇計画表

月	社会行事	学校行事	生活指導目標	施設管理等	施設行事	備 考
4	昭和の日	入学式 始業式 健康診断	学校生活に慣れる 規則正しい生活	防災訓練	教祖誕生祭 春休み行事 新入学お祝い会	新任研修 施設長学習会
5	憲法記念日 みどりの日 こどもの日	遠足 中間テスト	友達をつくろう 学習時間を大切に	防災設備点検	児童一時帰省 GW行事	主任職員研修 中堅職員研修
6		修学旅行 社会見学	遊びのくふう 学習時間を大切に	設備拡充 防災訓練	夜店見物	三社協研修 中養協研修
7	七夕 海の記念日	期末テスト 保護者会 終業式	遊びのくふう 夏休みの計画を立てる	設備拡充 夏休み計画 防災訓練	花火見学 こどもおぢばがえり	三養協研修 三社協研修
8	お盆	夏休み クラブ活動	創意工夫 規則正しい生活 計画の実行と反省	夏休み計画 設備点検	夏休み行事 児童一時帰省 残園児行事	
9	敬老の日 秋分の日	始業式 運動会 実力テスト	規則正しい生活 読書に親しもう 体力作りへの挑戦	防災設備点検 防災訓練	にこにこ広場	性教研研修 三社協研修
10	体育の日 伊勢まつり	遠足 授業参観 中間テスト	うがいの実行 体力作りへの挑戦	児童自立支援 計画検討 防災訓練	秋季大祭 伊勢まつり	全養協研修
11	文化の日 七五三 勤労感謝の日	文化祭	うがいの実行 時間を守ろう	設備拡充 児童健康診断	健康マラソン	三児協研修 三社研研修
12	天皇誕生日	期末テスト 保護者会 終業式・冬休み	うがいの実行 規則正しい生活	冬休みの計画 防災訓練	もちつき大会 (杵と臼) 迎春準備 児童帰省	中養協研修
1	「元旦」 成人の日	冬休み・始業式 学力テスト	規則正しい生活 うがいと手洗い	進路会議 防災訓練	お正月行事 お節会 春季大祭	三社協研修
2	節分 建国記念の日	学年末テスト	うがいと手洗い 遊びのくふう	防災訓練	節分豆まき いちご狩り	三社協研修
3	ひなまつり 春分の日	公立高校受験 卒業式・終業式 春休み	一年の振り返り 新学期への準備 児童自立支援計画策定	春休み計画 防災設備点検	ひなまつり テーブルマナー 卒園児童お祝い会	措置費担当者会議

## 6. 処遇の取組み

### A) 基幹的職員の配置（スーパーバイザー）

一定の経験及び研修を受講した職員を施設における自立支援計画の作成・進行管理や職員の指導等を行う基幹的職員として位置づけ、職員の共通スキル化の促進を図る。

**B) 心理相談員の配置（セラピスト）**

心理療法を行う職員を配置し、虐待等による心的外傷のため心理療法を必要とする子どもに、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施することにより、子どもの安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図る。

**C) 個別対応職員の配置**

問題行動の多い子どものケアに担当職員がかかりきりとなり、他の子どものケアが低下するおそれがあることから、個別対応職員を配置することにより、虐待を受けた子どものケアの向上を図る。

**D) 家庭支援専門相談員の配置（ファミリーソーシャルワーカー）**

近年、虐待を受けた経験を持つ子どもの入所が、入所児童全体の半数を超える状況にある。このため、入所前から退所後のアフターケアに至る総合的な家庭調整を担う家庭支援専門相談員を配置することにより、児童相談所をはじめとする関係機関、子どもを直接ケアする職員、個別対応職員、里親などと連携し、家庭環境の調整の強化を図り、早期の家庭復帰を目指す。

**E) 里親支援専門相談員**

児童養護施設および乳児院に地域の里親およびファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたらせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、所属施設の入所児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進および里親支援の充実を目指す。

**F) 小規模グループケア事業**

虐待を受けるなど心に深い傷を持つ児童のうち、他の入所児童への影響が懸念される等手厚いケアを要する児童に対しても、小規模なグループによるケアを行う体制を整備することで、児童の社会的自立を促進する。

## 7. 児童関係調整

**A) 里親制度の活用**

長期の休みや連休のタイミングを活用して、1～2泊の外泊を実施していただき、家庭的雰囲気を味わわせて頂くとともに、躾についても書きご指導を頂く。

高校生を対象としたホームステイへの参加。社会人となって自立し家族を作った時のモデルとして学ぶ。

**B) 各学校との連携**

日常の連絡相談に加え、定期的にケース会議を重ね、双方の信頼関係の醸成に努める。また、先生を食事会に招待して交流会を持つ。

**C) 会議**

児童の処遇に欠かすことの出来ない、朝の連絡会をはじめ、各グループ間の引き継ぎを重視しながら、次の会議を行う。(職員会議、保育士・指導員会議、給食会議、児童相談所とのケースカンファレンス)

## 8. 今年度の重点目標

- A) 第三者評価の認定を受けるとともに、A評価至らなかつた項目については施設職員挙げて改善に取り組み、入所児童への養育内容を高めるとともに、保護者の信頼を更に高めるように努力する。
- B) 家庭的養護の第一期 5ヶ年計画の推進と地域交流を図るための清掃と挨拶運動の推進。
- C) 地域支援センターの役割を担うべく、機能強化としての C S P およびセカンドステップの更なる習得と養育現場での応用の促進。学校及び保護者への研修の具体化に向けて啓蒙に努める。互助園における実践成果の集約を急ぐ。
- D) 入所児童への性教育の充実と基礎学力養成への学習支援の充実。

平成26年度・事業計画

1. 保育理念

本園は、陽気ぐらし世界を目指す天理教の御教えを元に信条保育を行うと共に、「人の子も我が子も同じ心もておふしたてよこの道の人」との天理教初代真柱中山眞之亮様のお言葉にこもる精神をもって保育理念としております。

2. 保育目標

本園の保育理念を礎に将来社会の一員として、また陽気ぐらし世界実現に向けてその担い手となれるよう、目ざす子ども像の育成に向けて保育することを目標とします。

3. めざす子ども像

- ・感謝の心を持ち、明るく情操豊かな子ども
- ・朝起き、正直、働きを身につける子ども
- ・互いに助け合い、思いやりのある子ども

4. 保育内容

- ①充分保育のゆき届いた環境のもとに、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ②健康、安全などの生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ③人とのかかわりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ④自然や社会の事象について興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培う。
- ⑤生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養う。
- ⑥様々な体験を通して、豊かな感性を育て、想像力の芽生えを培う。

## 5. 実施保育事業

- ・長時間保育事業
- ・時間延長サービス( 平日のみ 18:30~19:00 )
- ・障害児保育/特別支援保育
- ・地域子育て支援
- ・地域活動事業

(開所時間)

		月曜日～金曜日	土曜日
原則保育時間		8:30～16:30	8:30～12:30
長時間	朝長時間	7:30～8:30	
	夕長時間	16:30～18:30	12:30～16:30
延長保育時間		18:30～19:00	*****

## 6. 年齢別定員と職員配置

(平成 26 年度入所定員 153 名)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	一時保育
定員	9名	24名	30名	30名	30名	30名	153名	5名
保育士	3名	6名	6名	2名	2名	2名	21名	1名

\*0歳児は 6ヶ月より受入

## 7. 職員構成

施設長	保育士	栄養士	調理士	事務員	非常勤	嘱託医	合計
1名	17名	2名	2名	2名	17名	1名	42名

## 8. 月間行事予定

- 身長体重測定
- 避難訓練(毎月 15 日)
- お誕生会

- 歌唱指導（3～5歳児）
- 絵画指導/英会話指導（5歳児）

9. 年間行事予定 \*別紙の通り

10. 実習受入先

武藏野大学・鎌倉女子大学・鎌倉女子短期大学・帝京短期大学・近畿大学九州短期大学・日本体育大学女子短期大学部・聖ヶ丘教育福祉専門学校・東京工学院専門学校・町田福祉専門学校・横浜子ども専門学校他

11. その他

・放射線物質に対する取り組みについて

前年度に引き続き、定期的に給食材料に含まれる放射性物質の測定値の検査並びに砂等の検査が行われる予定である。

・障害児及び要配慮児に関する東部療育センターとの連携

昨今、要配慮児の数が年々増加しているように思われる。

障害児としては認定されないが、年齢的な標準動作や身体的な発達などに遅れをとる園児が各クラスに2～3人在籍しているのが現状である。そのような園児に対し、年2回専門のカウンセラーが巡回指導にあたり、要配慮児を取巻くさまざまな環境や心身の発達など細かに検証し、一人一人にあった保育を行うことを目的としている。

・赤ちゃんの駅について

乳幼児を抱える保護者が、外出先でオムツ替えや授乳をするときに、そのようなスペースを施設が提供できるよう環境を整備し、気軽に保護者が立ち寄れるよう、本年度も引き続き当事業を推し進めていきたい。

平成26年度事業方針

前年度同様に、子どもの保育環境をしっかりと整えていくとともに、さまざまな保育運営を行なうことで、待機児童の解消など地域社会に貢献していく。